

産業革命以前におけるノルマンディ綿業の構造

服部春彦

【要約】 本稿はフランス繊維工業における産業革命の展開過程を分析するための予備作業として、その前段階における当該工業の構造を確定しようとするものである。即ち、従来主として市民革命論との連関において考察されてきたマニユファクチャ期の経済構造に対して、産業革命の視点から照明を与えることを意図している。考察の範囲を十八世紀八〇年代にいたる東部ノルマンディ綿織物工業に限定して、この部門が特権都市ルアンおよび周辺の農村地域においてそれぞれいかなる形態で営まれていたか、それを支える市場構造がどのようなものであったかを、及ぶ限り根本史料に遡りつつ検討し、工場制度成立のための前提諸条件の形成を明らかにせしめるとともに、とくに都市商人層およびギルド親方織布工層の性格と役割にかんして従来の通説に若干の批判を提起したいと思う。

史林 四八巻四号 一九六五年七月

いわゆる「マニユファクチャ期」におけるフランス繊維工業の経済構造については、高橋幸八郎氏の画期的業績以来^①、わが国においても既に数多くの研究が積み重ねられてきた。ところでそれらの諸研究は、基本的にいつて市民革命論の視点から問題に接近し、封建的土地所有および絶対王政の産業規制を解体させて行くところの、農村を基盤と

する資本制生産（マニユファクチャ）の展開を検証しようとするものであった。こうした分析視角からする研究がフランス革命に至る基礎過程の究明に幾多の貴重な成果をもたらしたことは何ら疑問の余地がない。しかし反面、それらの諸研究が一般に^②、市民革命以降における経済構造の進化に関して本格的な実証分析に基づく正確な見透しを欠いていたこともまた争えぬ事実であった。その結果、絶対王政下におけるブルジョアの進化的規模と形態とがいかに精密

に追求されようとも、それが十九世紀におけるフランス産業革命の展開構造とどのような関連に立つのかという問題に対しては、未だ説得的な解答が与えられていないのである。加うるに、近年のフランス産業革命史研究が明らかにしつつある諸史実の中には、わが国の従来の資本主義発達論をもつてしては合理的に説明しがたいものが少なくないようにみえる。産業革命の展開過程をその前段階における経済構造のあり方と統一的・整合的に把握するためには、後者を産業革命の視点からいまだ一度把え直してみる必要があるのではなからうか。

この小論は、十八世紀中葉以降とりわけ目ざましい展開をとげた東部ノルマンディ綿織物工業において、工場制工業成立のための経済的前提条件がいかにして形成されたかといったかを考察しようとするものであるが、本論に入るに先立ち、右に指摘した問題点が当面の対象についてどのような形で存在するかを、例示しておこうと思う。東部ノルマンディ地方は、高橋氏や遠藤輝明氏^①によれば、アンジアン・レジーム下において農村工業の展開とそれを基盤とする・マニユファクチャの成長が典型的な姿をとった地方であり、

そこではフランス革命以後、そうした農村の織元^②マニユファクチャ経営主が推進主体となって産業革命を自生的に展開せしめてゆくとされている。しかるに、この地域の綿業資本家の社会的出自に関する筆者の分析の結果^④によれば、十八世紀末より十九世紀初頭にかけての産業革命の開始期において、紡績工程および捺染工程への機械導入を主導した者は、第一に都市の卸売商人であり、第二に都市ギルドの親方織元であった。またその後の時期においても、けっして農村の織元↓工場主というコースが支配的だったわけではなく、工場主の主軸はむしろ都市の商人、問屋織元、小営業者の出身者によってしめられている。これらの史実は都市の商人、問屋織元に産業資本形成の主体的契機を認めぬ高橋氏らの立場をもつてしては説明困難であろう。このような問題を念頭におきつつ、以下、十八世紀の八〇年代にいたるノルマンディ綿織物工業の経済構造について主要な論点の整理・検討を行ないたい。

① 高橋幸八郎『市民革命の構造』一九五〇年、第二篇。

② 産業革命の展開過程への正確な見透しをもつたマニユファクチャ分析としては、私の知る限り、井上幸治「十八世紀におけるノール県の織物工業」(同氏編『ヨーロッパ近代工業の成立』一九六一年、所収)

があるのみである。

③ 遠藤輝明「フランス産業革命研究序説」(『エコノミア』、六卷三四号)。

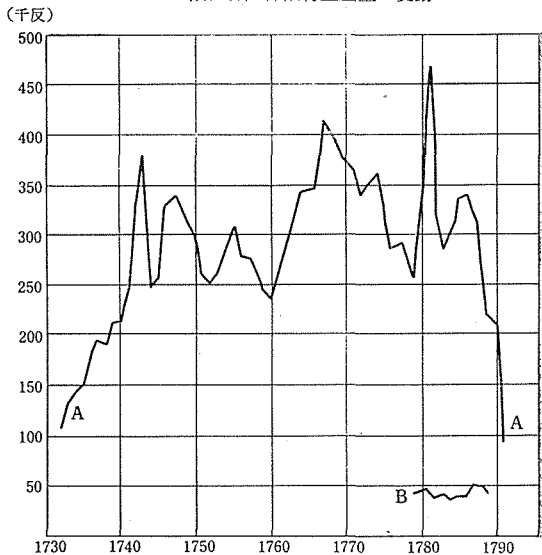
④ 拙稿「産業革命期におけるノルマンディ綿業資本家層の系譜」(『西洋史学』、六五号)を参照されたい。

⑤ なお本稿の分析視角からして、従来の諸研究が考察の中心にすえた「絶対主義の産業規制の歴史的内容とその解体過程」については、きわめて断片的な叙述にとどめねばならなかったことを、予め断わっておきたい。

二

十七世紀末葉ルアン Rouen の一貿易商人によってノルマンディに導入された綿織物工業は、十八世紀に入るともに飛躍的發展をとげ、忽ちのうちに毛織物工業および麻織物工業に代って衣料品生産部門の主軸を形づくるに至った。かの絶対王政の工業検察官が作成した工業現状報告によれば、すでに一七二四年に特権都市 Rouen とその郊外において、四五七人の織布業者が二五三三台の織機を活動せしめつつ綿織物および綿麻交織物の製造に従事しており、それに使用される労働者は、準備工程をも含めて総数二五、二六〇人に達している。綿織物工業はやがて Rouen 近傍

Rouen 徴税管区綿織物生産量の変動



〔備考〕 A線は Rouen 検査所通過分、B線は他の9検査所(麻織を含む)の通過分

から、より遠方の農村地域、とりわけコー地方に拡散し、伝統的な亜麻織物業を駆逐しつつ、そこに深く根をおろすこととなった。ここで、一七三二年より一七九一年に至る綿織物生産量の変動を图示してみよう。このグラフは、Rouen 徴税管区(ジネネラヌ)のいくつかの指定検査所 bureaux de visite に搬入されたあらゆる綿入り織物 toiles の数量を、年ごとに集計した原表にもとづいて作成したものであ

るが、これによって、当該徴税管区における綿織物の年生産量の変動をおおよそそのところ推察しうる。A線が示しているように、Rouen市の検査所を通過した綿織物の量は、早くも一七三二年に一〇万反を突破しているが、それにつづく一七三三―一七三四年の時期には更に急カーヴの上昇を示し、一七四三年には三年の三倍半にあたる三七・六万反を記録している。そしてその後も、一七四四―一七四五、五〇―一七五二、七六―一七六九年等の沈滞期と、一七四六―一七四九年、六三―一七五五年、八〇―一七八七年のごとき繁栄期とを交互に経験しつつ、大革命直前の一七八八年まで、ほぼ一貫して二五万―四〇万反という高水準を維持しつづけるのである。

以上によって、十八世紀中葉より後半にかけての綿織物工業の広汎な展開は疑いのない所となったが、それならば、この綿織物工業はだれによって、どのような形態で営まれていたのだろうか。まず十八世紀の後半ともなれば、ノルマンディにおいても工業活動は、特権都市の内部でよりも遙かに多く、ギルド規制の支配しない農村地域 *Platz pays* において行われていた。例えば、一七八四年の上半期に徴

税管区の諸検査所に提出された綿織物の内訳は、Rouen市内と近郊の織元によって製造されたものが六二、二〇二反(純綿布を主とし、一部は綿麻交織のシヤム織 *stamnoises*)、Rouen周辺の一五里四方の農村、主にコー地方の織元によって生産されたもの一〇九、八一一反(シヤム織が大半をしめる)、ポルベック *Polbeac* と周辺農村の織元によって生産されたものを加えると、農村の織元の生産物は都市 Rouen の織元の生産物の約二倍に上った。また一七七四―一七五五年においても、農村の織元によって生産された綿織物は全体の三分の二強をしめている^⑥。そして農村の織物生産者は Rouen のそれに比して、流通規制・指定検査所への搬入義務に服さない場合が一層多かったと推定されるだけに、綿織物生産量における農村の織元の優位は圧倒的なものであったと考えられる。

次に、都市綿織物工業と農村綿織物工業とがそれぞれいかなる形態で営まれていたかを検討する。この点に関してはさし当り、次の二つの重要な論点が在来の諸研究によっても未解決のままのこされているように思う。即ち一つは、

特に農村綿織物工業の推進主体をいかなる社会層に求めるかの問題であり、都市の商人、ギルドの親方織元、農村織元の三者が工業の資本主義的發展にしめる役割をどのように評価するかという問題にたつらなる。武本竹生氏^⑦はこの点について、都市 Rouen の商人織元―農村の中間問屋商人―小親方―賃労働者という生産系列が確立していると説くが、しかしこの系列の中で都市の親方織元のしめる位置が明らかでない。また農村の織元の主軸を都市商人の代理業者―下請織元とみなすことにも、後述のごとく疑問がある。次に第二に、これらさまざまな織元層が拠って立つ生産的基礎が、問屋制小経営であるか、それともマニユファクチュアであるかという周知の問題がある。この点について遠藤氏^⑧が、農村織物業者のもとにおける中心作業場経営の拡大^⑨典型的マニユファクチュアの全面的な形成を主張したのに対し、武本氏は農村綿織物工業においても、家内織布工に對する問屋制前貸支配こそが通常の経営形態であったとみて、「分散マニユファクチュア」なる概念を提出した。およそマニユファクチュア期において、紡績・織布の両基幹工程が織元の中心作業場においてではなく、前貸問屋制なる形

態で営まれた事實は、たんにノルマンディ綿業に限らず、広く纖維工業一般について確認される所であって、こうした理解はわが国においても、しだいに多くの人々の支持を得つつあるといつてよからう。だが、問題は、紡績・織布・仕上三工程の間の関係であり、同一資本が全工程を一貫して支配するのか、或は各工程がそれぞれ別個の資本によって把握されているのかは、なお究明されていないといわねばならない。しかし、この点が明確にされない限り、この時期におけるノルマンディ綿織物工業の支配的生产形態が小営業、資本主義的單純協業、マニユファクチュアのいづれであったかを確定することはできない。それ故、我々は以下の分析において、右にのべた二つの問題点にとくに焦点をしばって行きたいと思う。

まず、一七八〇年代に Rouen 徴税管区の工業検査官であったゴフ Goy の覚書が語る所をきこう。Rouen 西北方七里に位置するイヴト―Yvetot は、当時人口一万余の新興工業町であったが、『この町と付近の村々にはきわめて多数の織元 fabricants がおり』^⑩ Rouen 綿織物工業の最大の凝集地域であった。ところで、この『Yvetot の大

部分の織元は彼らの織機を自宅に備えていない。彼らはその材料を準備するのみで、七里四方におよぶ農村の労働者にそれを与えて加工させる。毎水曜日にはさかんな市が開かれ、そこへは三一四里四方の多数の紡女工 *fleuses* が麻糸と綿糸をもちたらし、それらを、或いは *Yvetot* の織元に、或いは商人に販売する。この商人はついでその糸を *Rouen* の公設市場へもたらす^⑩（傍点は引用者、以下同様）。この *Yvetot* の週市へはまた、バスノルマンディの *Conde*、*Harcourt*、*Falaise* から麻糸と綿糸がもちたらしられたという。『*Yvetot*』の大部分の織元は、その織物に使用する麻糸と綿糸を自宅で染色する。 *Yvetot* には染色のための流水は全く存在しないが、このことは染色にとって不便であり、不利でもある。 *Yvetot* には工業のために働き、主にあかね赤に染める唯一人の染色業者しかない…… *Yvetot* 周辺二、三、四里四方のすべての村落は *Yvetot* と同種の商品をつくる織元にみちている。そしてその内のいく人かはかなり手広く工業を営んでいる。彼らも同様に、農村に分散している労働者に加工させており、通常自宅に織機を備えていない。そうするには余りにも大きな用地が必要と

なろう』(一七八二年)^⑪。一七八七年の覚書も同様に、『*Yvetot* と周辺の織元が(その糸市場へ)綿糸と麻糸を仕入れにやってくる』^⑫ことを指摘している。いま一つの農村綿織物業中心地、*Rouen* 西北方一二里の市場町 *Boisbec* とその近傍においても、事情はほぼ同じである。『*Boisbec* 自体には、く少数の織機しか見出されない。大部分の織元は彼らの織機を二―三里四方の農村にもっている。彼らはその材料を自宅で仕上げ、その麻糸と綿糸を自ら染色する』(一七八二年)^⑬。以上の引用から次の二点をよみとることができよう。

第一に、紡糸工程は通常、織元の経営内に包摂されておらず、織元は農村市場(もしくは後述の如く都市 *Rouen* の市場)においてその必要とする織糸を購入したことである。毛織物工業にあっては紡績・織布の両工程は同一資本により兼営されるのを常としたのに対して、農村綿織物工業の場合には、――そして恐らくは後述の都市綿織物工業の場合も――両者の明確な社会的分化がみられたことが注目される。^⑭

第二に、織元が自己の直営作業場で遂行するのは染色、整経の二工程^⑮のみであり、基幹工程たる織布は、全面的に問屋制前貸によって、外部の家内織布工に委託されたことで

ある。では、これら綿織物業者の経営規模ほどの程度であったか。この点についてはゴワの覚書の記述は貧弱なので、織元の遺産目録にもとづくP・ダルデルの検証結果に頼ることにする。それによれば、Bolbec 在の間屋織元 *maître chands siamoisiers fabricants* の所有する生産用具は、通常、回転式撚糸機一、整経台一、糸巻き設置台一、糸巻き二—三〇〇、染色用の大鍋一—二、同じく大桶三一五、インジゴ圧搾機一からなり、金額にして一七六五年に一一二五—二二〇リヴルであった。¹⁶⁾ ここで何よりも注目されるのは、織機無所有の事実であって、織布工程がもっぱら下請にだされ、かつ殆ど常に直接生産者たる家内織布工自身の織機によって遂行された事実を看取しうる。これらの農村間屋織元は各々、一、三、五、七人の織布工を、恐らくはより多数の織布工をその支配下においたと想定されるが、このきわめて重要な点については、残念ながら遺産目録は詳細な記載を欠いている。ところで、工業検察官バルビエ *Barbier* の覚書（一七五九年）¹⁷⁾によれば、Yvetot 在住の間屋織元はそれぞれ六〇、五〇、四〇、二〇、一五、一〇、八、六台の織機を働かせており、また周辺の *Allouville*、

Valliquerville、*Yeuville* 等の農村に住む織元についてはそれぞれ七〇、八〇、三〇、四〇、二〇、一〇台の織機が数えられた。これらの数字はかなり誇大であると思われるが、しかし農村の織元の経営規模がきわめて多様であり、最上層にはおびただしい数の織布工を家内労働者として雇用する大間屋織元が分出されていた事実は容易に推察しうるであろう。次に、そうした大織元の中でも例外的に巨大であった有名なル・メティエ *Le Métyer* の経営内容を、ゴワの覚書によって描写してみよう。Yvetot 北方六キロの *Hautot-Saint-Sulpice* に住むこの巨大織元は、一人で二五〇台もの織機を動かし、シャム織その他の製造のために多数の紡女工を含む約二五〇〇人の労働者を働かせていた。ところで『彼は、自宅にはその織機を一台もたず、それらは付近の農村に分散している。彼は毎週、Yvetot の週市で麻糸と綿糸とを購入するが、その上一里四方以上の地域に綿を与えて紡がせ、何人をも拒まない。彼は自宅で材料を準備し、麻糸と綿糸を染色し、経糸を整えさせる。彼はよく整った青色用の大桶二〇と二つの鍋をもち、最大の秩序がその工場を支配している。彼は毎週 *Roven* の公

設市場へその商品運ばせるが、更にこれとは別に、土地を同様に巧妙に経営している(一七八二年)。ここに見られるような、準備工程の一部(染色・整経)の集中職場経営と、織布工程(及びまれに紡績工程)の問屋制前貸経営との結合、さらにこうした工業経営と所有地または小作地での農業経営との結合は、東部ノルマンディの農村綿織物業に一般的に認められる経営形態であった。

さて上述のごとく、農村織布業の経営形態として前貸問屋制が支配的とみえるにしても、そうした問屋制の支配下にある下請生産者(家内織布工の両極分解の中から小規模ながら資本制的協業規模をもつ作業場(マニユファクチャ)が分出されるという現象は認められないだろうか。直接生産者たる農村織布工もきわめてしばしば、問屋織元と同様農業経営を兼ね営んでいたが、ダルデルはこの土地経営規模の観点から彼らの分解を立証した。彼は遺産目録にもとづいて、Bolbec 地方の農民(織布工 laboureur-tisserand を表1のごとく三つの範疇に区分する。この表から、一七〇二—一七四三年の間に③の範疇の織布工、即ち「農村に住み、主に工業労働で生活し、付随的に収穫期に農作業に従事し、

表1 Bolbec 地方農民層の構成とその進化

| 時期別 | 専業農民 | 綿織業兼営者 | | |
|------------|------|-------------|-------------|---------|
| | | ① 2acres 以上 | ② 2acres 未満 | ③非土地経営者 |
| 1693—1702年 | 50 | 4 | 3 | 3 |
| 1743—1750年 | 54 | 8 | 15 | 11 |
| 1777—1786年 | 32 | 4 | 6 | 12 |

【備考】①は通例3—6acresを経営し、2頭以上の牝牛を所有、②は2頭の牝牛をもつ。

土地耕作からは何らの直接的利益も引き出さず、織機以外に全然何も所有しない労働者層^③が創出されたことを看取しうる。そして、この農業(土地経営から完全に遊離した織布工の比率は十八世紀末には一層増加している。しかしながら、こうした分解をほらみつつも、織布工上層の経営規模は、家族労働を主体とする小営業の形態をほとんど出ることにはなかった。彼らの所有する織機の台数は大抵の場合一—二台であり、まれに三—四台に達したにすぎない^④。織布工の作業場内に資本制的協業が一般的に成立したとみえることは困難である。勿論、この家内織布工から独立小織元への再転化はしばしば認められた。しかし、この小織元の経営的上昇は本節で分析してきたような問屋織元への方向をたどる以外にはありえなかった。

ある。

- ① P. Dardel, Histoire de Bolbec des origines à la Rév., t. 2, Le commerce et l'industrie à Bolbec avant 1947, 77-82.
- ② Arch. dép. Seine-Maritime, C. 163, États des Manufactures de la Généralité de Rouen.
- ③ ノー地方に於て、綿麻交織のシヤム織製造が記録に現われるのは一七二七年八月である。Arch. dép. S.-M. C. 160, États des Manufactures.
- ④ cit. Dardel, op. cit., pp. 111-112. 原表は工業検査官の検査織物反数に於ける年次報告の表としてマルセルが作成。なお、一七八一年の数値は、信憑性をもつておぼろげである。cf. Ibid., p. 91.
- ⑤ Arch. nat. F12 560, État des Pièces fabriquées et présentées aux bureaux de visite..... par Goy, 1784.
- ⑥ Arch. nat. F12 560, Inspection de la Généralité de Rouen, 1775-76. 即ちこの二年間に Rouen と郊外の十二のギルドが生産した綿織物が二二八、三六五反、農村の織元が生産したものが四六五、一九九反であった。
- ⑦ 武本竹生「ノルマンディにおけるマニファクチャの形成過程」(井上幸治編、前掲書、所収)。
- ⑧ 遠藤・前掲論文。
- ⑨ Arch. nat. F12 650, Mémoire de l'inspecteur Goy (12 nov. 1782).
- ⑩ Arch. nat. F12 1365, Mémoire de Goy (15 déc. 1787).
- ⑪ Arch. nat. F12 650, Mém. de Goy.
- ⑫ Dardel, op. cit., pp. 64, 96. マンタンの土質毛織物工業の「レベリ」cf. J. Kaplow, Elbeuf during the revolutionary

- period, 1964, pp. 25-33. なお、後述の都市の親方織元が自ら紡糸工程を営んだか否かについては確証がない。このことは、Rouen 綿糸市場の盛況ぶり(本稿七九頁参照)から推して、織元は通例、既製の織糸を糸商人または紡糸工から買入れたものと推考しておきたい。
- ⑬ 整経、漂白作業が下請の織布工に委託され織元はもっぱら前貸業務のみを遂行する場合も時折みられた。Dardel, op. cit. p. 97.
 - ⑭ Ibid., pp. 97-98.
 - ⑮ Ibid., p. 98. 問屋織元が数台の織機を所有し、自己の作業場で織させた例は、一七三二、四六年に各一例を数えるのみ。因みに、織布工への糸の引渡しと製品の回収とは、前貸仲立人 porteur を介して間接的に行われるのを常とした。
 - ⑯ Ibid., p. 100.
 - ⑰ Mémoire de l'inspecteur Barbier, (Arch. nat. F12 749 A) cit. Dardel, op. cit., p. 100 n. 2.
 - ⑱ Arch. nat., F12 650, Mém. de Goy.
 - ⑲ 『農村の織元の大部分は彼らが所有者であるか、あるいは借地人である農地を経営している。農作業の時期、とりわけ収穫期には、多数の労働者が織機を離れ、紡女工はこれらの紡績を中断する』(一七八七) Arch. nat. F12 1365, Mém. de Goy.
 - ⑳ Dardel, op. cit., pp. 98-99 に基づいて作成。
 - ㉑ Ibid., p. 99.
 - ㉒ Ibid., p. 98. 若干の織布工は織機その他、緯糸管巻き具、整経用具と糸繰車を所有する。Ibid., p. 97.

三

前節において我々は、十八世紀後半期におけるノルマンディ農村への綿織物工業のめざましい拡散をのべた。だが、その際指摘したように、この時期においてもなお、Rouen徴税管区の指定検査所へ搬入される綿織物の約三分の一は都市 Rouen の織元によって製造されたものであった。ではこの都市の織元とは、一体どのような経営形態および歴史的性格を有する社会層であったか。

まず、当面の段階における都市 Rouen のギルド制の構造を分析することから始めよう。Rouen の「手工業組合」communautes d'arts et metiers の数は、一七七五—七六六年には八五に達したが、一七七八年二月のギルド再編令によって整理・統合が行われ、三七組合となった^①。いま本稿の主題と関係の深い五つの組合をえらび出し、各組合の親方数、親方加入料の金額および組合の人頭税負担額を表示すれば、表2^②のようになる。この表によって、かつて繁栄を誇った毛織物業組合(marchands-fabricants drapiers)が甚しい衰退を蒙ったこと、反対に綿・麻織物業組合(fabricants

表2 Rouen 市繊維関係ギルドの比較

| 業種別 | 親方加入料 | 親方数 | | capitation 課税額 | |
|-------|--------|-------|-------|----------------|--------|
| | 1778年 | 1775年 | 1787年 | 1775年 | 1787年 |
| | livres | | | livres | livres |
| 業者者 | 300 | 36 | 25 | 572 | 500 |
| 織物業者 | 300 | 336 | 277 | 3304 | 3255 |
| 綿織物業者 | 200 | 408 | 563 | 3650 | 4315 |
| 染色業者 | 300 | 73 | 80 | 1478 | 1385 |
| 小間物商 | 600 | 1167 | 1135 | 33859 | 36592 |

(de toiles) と絹織物業組合(passementiers-fabricants d'étoffes de soie) とが、織物業者中の二大勢力にのし上ったことがわかる。そこで以下、この後者の二組合の存在形態をまず検討し、ついでそれらと染色業組合および卸売商人組合との関係に論及することにする。

さて、ノルマンディ商業会議所での報告^③によれば、一七三二—三二年に Rouen 市の綿・麻織物業組合は、二二九名の親方と一五五六台の動いている織機および一八〇台の動いていない織機を含み、また市の郊外と場末町(フイールド)には、別に二八一人の親方、一三〇台の操業中の織機と一六八台の遊休織機が存在したとされている。即ち、Rouen 市の親方一人につき平均七—八台の織機が、郊外の親方一人につき平均五台の織機が存在したことに

なる。ところで、その五〇年後の一七八二年になると、都市ギルド手工業の生産規模は、農村工業の熾烈な競争にもかかわらず、顕著な拡大をみせている。前記ゴワの覚書によれば、この年 Rouen 市内には三一六人の絹織物業者と四一人の綿・麻織物業者がいたが、この二組合は同じ製品を生産しうのみならず絹製品を作る親方はごく少数であったから、両者を一括して綿織物業者と呼んで差支えない。なおこれとは別に場末町と郊外に一〇の小組合があり、一八〇名の親方を数えたから、親方総数は九〇七人となる。一七八七年には親方数はさらに増加して一二五〇人（内、綿・麻織物業者 *colliers* が九七三名）となった^⑤。ここで注目すべきは次の記述である。『これらの親方の中には、自己の計算で働く資力がないうために、彼らを雇用する親方のために単なる労働者として働くにすぎない者が若干存在する』（一七八二年）^⑥。また一七八七年についても、『この数（一二五〇人）の中には、自らの計算で製造させる資力がないので他の親方の計算で働いている親方が少なくとも二〇〇人は見出されよう^⑦』と報告されている。即ち、綿織物業組合の内部において、独立小営業者「親方織元の分解が進

行し、問屋制前貸人たる富裕な親方と、その前貸を受け

表3 Rouen 綿麻織物業親方の *capitation* 課税額別(1783年)

| 課税額別 | 親方数 |
|-------------|-----|
| 45—49livres | 1 |
| 40—44 | 1 |
| 35—39 | 0 |
| 30—34 | 0 |
| 25—29 | 8 |
| 20—24 | 24 |
| 15—19 | 38 |
| 10—14 | 74 |
| 5—9 | 93 |
| 2—4 | 81 |
| 2livres 未満 | 77 |
| 合計 | 397 |

て働く下請親方とが分出されつつあった。この分解の規模と形態を一層明確に把握するためには、各親方の織機所持台数および雇用労働者数を確定する必要があるが、遺憾ながら Rouen についてはそのための史料を見出しえない。ここでは、各親方の経済的地位（収入額）をおおよその所表示するとみられる「人頭税」*capitation* 課税額の分布をみることによって、親方織元の階層分化が著しく進行していた事実を確認しうるとどまる（表3参照）。

次に、これら親方織元の経営内容をもう少し立ち入って調べてみよう。まず注意すべきは、彼らの経営において小規模ながら織布工程の集中作業場がしばしば存在したことである^⑧。即ち、*atelier* または *boutique* と呼ばれる親方の作業場の中に、八人から一〇人、まれに一五、六人の織布労働者が集合させられており、彼らは一二人の徒弟、

若干名の糸巻工らと共に働いていた。我々はこれを、なお萌芽的ながら賃労働者による協業を中核とする資本制的作業場（マニファクチャ）と規定すべきであろう。しかしこれら作業場の規模はなお限定されたものであって、そこでは親方自身とその妻も、しばしば彼らの労働者とともに働いたのである。^⑩ 実際、ギルド親方の職場内に数台の織機が設置されるといふ事実は、十七、八世紀を通じてアミアン、アブヴィル、ボーヴェー、リールなどの有力な毛織物工業都市に一般的に認められた所であり、^⑪ けっして十八世紀後半期に特有な現象ではない。十八世紀後半期を特徴づけるものはむしろ、これら特権都市の親方織元上層がその経営の重点を周辺農村に拡散した家内織布工に対する問屋制前貸支配へと決定的に移行せしめた、という事実であろう。

前記ゴワの覚書が、『都市 Rouen の大部分の織元は彼らの織機を六、七、八里四方に及ぶ農村にもっている。』（一七八二年）、と述べているのは、右の事実を示唆するものに他ならない。ところで、これら都市の織元のいく人かは、その使用する糸を自身で、青またはインド赤に染色するが、Rouen 市には他に羊毛・麻・綿の親方染色業者 *maitres*、

teinturiers 八〇人がおり、商人および織元のために染色を行っている。この染色業者はまた織物の仕上のための艶出し機 *calandres* をも所有しており、Rouen 内で染色と仕上に使用される労働者は四五〇人と評価されている。^⑫ 更に『Rouen の場末町と郊外には三〇人の漂白業者 *curandiers*、*blanchisseurs* がおり、シヤム織と綿布を漂白し、このRouen の製織業が作りだす綿織物と錦織の仕上をおこなっている。これらの漂白業者は主に、Rouen から一里の、これらの作業にきわめて好適な草地と溪流のある *Maromme* の谷に分散している。彼らは二〇〇人の労働者に仕事を与えることができる』（一七八二年）。^⑬ 以上の叙述から、都市の親方織元は、整経・織布工程をあるいは直営作業場で、あるいは問屋制家内労働の形態で遂行するのみで、その他の諸工程は——染色の場合はしばしば、漂白・仕上工程は常に——専門の業者に委託して行なわせたことを知りうる。

これまで私は、都市の織元層をギルドの親方織元に限定して考察してきた。次に都市の卸売商人層と綿織物工業との関係に触れなければならない。この都市商人層こそ、H・セーが北部フランスにおける農村繊維工業の組織者、推

進者としてつとに強調したものであり、またわが国においては一般に、都市ギルドを寡頭專制的に支配しつつ農村工業の自由な展開をおしとどめる前期的商人層と規定されてきたことは周知の通りである。ところで、以上の二見解は、都市大商人層の歴史的役割についての評価を全く異にしつつも、都市商人の多くが問屋織元たる資格をかね具える点で一致している。だが、このような理解には果して何らの異論の余地もないのであろうか。視野を東部のノルマンディに限るならば、まず特権都市 Rouen には、表2にみられる如く、「小間物商・金物商」*marchands merciers, quincailliers* と呼ばれる卸売商人のギルドが存在した。それは一七七五年に親方数一一六七人、「人頭税」納税額でも全ギルドの納付総額の約四割をしめるという、飛びぬけて富裕な組合であった。その組合規約^⑮によれば、この卸売商人層は、製造することができず、ただ彼らが卸売または小売する商品に裝飾をくわえることができるにすぎない。彼らの卸売業は織物、皮製品、鉄製品、金物類その他にわたり、十八世紀にはそれに原棉と綿糸 *cotons en balle et fils* が加わった。この組合に Rouen の最も裕福な商人が

多数含まれていたことは、組合員の半数が二〇リール以上、最高二〇〇リールという高額の人頭税を納付していたことから推察しうる。Rouen にはさらにいま一つ、厳密な意味でのギルドを構成しない「卸売商人」*marchands en gros, négociants* が存在する。この組合には種類の如何を問わず商品を卸売し、店舗も露店の売台もたぬすべての人々が含まれる（一七八七年に一五五人）。彼らの経済的地位はけっして一様ではなく、地方商業にもっぱら従事する者もあれば、フランスの他の諸州および外国との取引に従事する者もあった。これら特権都市の商人層は、原料・棉花の供給と製品の販路とを掌中に収めつつ流通過程から遮断された都市および農村の小生産者を下請職人たらしめていたと通例説かれており、私自身もかつてそう書いたことがあるが、しかし語の本来の意味における「商人の生産支配」は、ノルマンディ綿業に関する限り一般的現象ではなかった。もっとも、この点については紡績工程と織布工程とを区別して考える必要がある。確かに、資力の乏しい紡糸工はしばしば特定の商人から原棉を信用買して、その商人のために紡いだのであり、また商人に対して多かれ少

なかれ債務を負う^②。しかし、棉花商が自己の費用と危険において紡がせるといふ、本来の意味での問屋制前貸支配はけつして綿紡績業の全面をおおつものではなかつた。我々は問屋制支配下の紡糸工と並んで、商人から必要な綿を買入れ、自己の計算で加工した後販売する独立紡糸工の存在をも史料によつて確認できる。『綿は Rouen ではかなり豊富であり、民衆は紡ぐために容易に綿の売り手を見つけたことができる』(一七六七年)^③。『綿は非常に廉価である……そのため紡女工は生計を立てることができると高く彼らの糸を販売することができない。また糸を全く購入しようとしぬ商人や織元すら大勢いる』(一七六八年)^④。他方、織布工程における商人と織元と生産者との関係は、依然として売買当事者間の関係であつて、商人の支配は原則として生産過程の内部には及ばなかつたと考えられる。次に角度をかえて、綿織物工業の流通機構の視点から右の点を明確にして行きたい。

- ① E. Le Parquier, Les communautés d'arts et métiers de Rouen au XVIII^e siècle (Bulletin de la Société libre d'énumération du commerce et de l'industrie de la Seine-

Inferieure, 1931), pp. 115-116, 125. この勅令に含まれなかつた三組合、即ち薬剤師、理髮師、印刷業者に本屋を加えて四〇組合と考えらる。Rouen のギルドについては Ch. Quin-Lacroix, Histoire des anciennes corporations d'arts et métiers de la capitale de la Normandie, 1850 ⑧他、ノールマンによる陳情書の出版 (M. Bouloiseau, Cahiers de doléances du tiers état du bailliage de Rouen, t. I, 1957) 特はその序文と補註が有益である。

② Le Parquier, op. cit., pp. 129-133; Bouloiseau, op. cit., pp. 136, 185, 202, 204, 213-216 (に基づいて作成)。

③ Dardel, op. cit., p. 100 n. 1.

④ Arch. nat. P^{is} 650. Mém. de Goy.

⑤ Arch. nat. P^{is} 1365. Mém. de Goy.

⑥ Arch. dép. Seine-Maritime, C. 378. Rôle de capitulation de la communauté des toiliers pour l'année 1783. 綿織物業者 passementiers などについては未検討であるが、最高納税額七〇リール、全親方の平均が綿織物業者の七・七リールに対して一・七リール(いずれも一七八七年)とかなり上回つてゐる。

⑦ E. Le Parquier, Ouvriers et patrons dans la seconde moitié du XVIII^e siècle (Bull. de la Soc. lib. d'énu. 1, 1932), pp. 119-121. この親方織元の作業場内労働者数は Rouen 市当局の工業関係判決控簿 (Arch. municipales de Rouen, Série G) の分析を通じて得られたものであるが、ル・ノールキエの提示するのほわずか七例のみであり、この程度一般化しうるか疑問がある。

⑧ Ibid., p. 121.

⑨ Cf. P. Goubert, Beauvais et le Beauvaisis de 1600 à 1730, 1960, pp. 281-284, 317-318; M. Vanhacck, Histoire de la

sayetterie de Lille, t. 2, pp. 362-363; G. Ruhlmann, Les corporations, les manufactures et le travail libre à Abbeville au XVIII^e siècle, 1948, p. 69; P. Dayon, Le mouvement de la production textile à Amiens au XVIII^e siècle (Revue du Nord, n° 174, 1962), p. 209.

②③ Arch. nat. F¹² 650. Mém. de Goy.

④ H. Sée, Histoire économique de la France, t. 1, 1939, pp. 354-355.

⑤ 高橋・前掲書・遠藤・前掲論文参照。

⑥ Bouloiseau, op. cit., t. 1, p. 173. この組合は一七〇三年に小間物商 merciers が毛織物商 drapiers と合体して成立した。

⑦ Cf. Ouin-Lacroix, op. cit., p. 691.

⑧ Bouloiseau, op. cit., t. 1, p. 214.

⑨ Ibid., p. 75; Ouin-Lacroix, op. cit., pp. 346-347, 349.

⑩ 拙稿「フランス革命と初期独立の解体」(『社会経済史学』二八巻二号)六一―六二頁。この点はルアン市に関しては訂正した。

⑪ Dardel, op. cit., p. 96 n. 3. 紡糸工程における問屋制前貸の展開を証示するものとしてよく引用されるのは、次の史料である。『民衆の最大部分は原棉を入手する資力がなく、彼らが商人のものとて見出す信用によってしか生存できない。この商人は毎日(原棉と)引きかえに彼ら(『紡糸工』)の綿糸を取りとめます』(Synthèse de la Chambre de Commerce de Normandie 28 déc. 1744, cit. Dardel, op. cit., p. 96 n. 4)。

⑫ 一方、経糸用の麻糸製造は、亜麻を栽培する農民自身によって、家族労働で行われる。モワの覚書(一七八二年)によれば『Boibeoの市場へは、この工業町および付近で紡がれる大量の麻糸がもたらされるが、この紡糸作業は無数の婦人を働かせている。織元はこの麻糸を生

⑬ 『*買入れ、それから漂白業者がそれを漂白せしめる』(Mémoire de Goy, Arch. nat. F¹² 650)。

⑭ Dardel, op. cit., p. 96 n. 2.

四

今日のが国での支配的見解によれば、十八世紀後半期における農村工業の抬頭は、必然的に、既存の商品流通機構を解体せしめ、ギルドの特権都市に設けられた旧来の公認市場の凋落と新たな市場の興隆をよびおこすとされている。例えば遠藤輝明氏は、Rouen 徴税管区について、特権都市の公認市場へはもはや織物が集中されず、その衰退をしりぬにコー地方のいくつかの農村が市場町として急速に興隆したと主張する。しかしながら、農村工業の展開、農村市場町の興隆から直ちに旧特権都市と、その市場の没落を推断することには、論理の飛躍があるのではなからうか。ノルマンディ綿業の場合、史実は右のような見解の正しさを保証しないように思われる。以下、この時期における Rouen 市場のあり方を工業検察官の覚書に拠りつつ描きだしてみよう。

まず、原料たる棉花は、当時その圧倒的大部分が西イン

下諸島より輸入された。それはすべて原棉のままラ・ロシエル、ポルドー、ナント、ダンケルクの諸港から、しかし通常はル・アーヴルからセーヌ川を遡りつつ Rouen へもたらされる。この棉花は、主に Rouen 徴税管区において、また一部はバス・ノルマンディにおいて紡がれた後、棉花商、綿糸商か紡糸工自身によって再び Rouen 市場へ、あるいは Yvetot を始めとする諸農村市場へもたらされる。一七六二年の工業検察官 Roland de la Platière の覚書はいう。『これら様々の種類の綿糸は包みごとに、農村の諸週市マゼンと Rouen の公認市場マゼンにおいて、Rouen 周辺およびバス・ノルマンディの商人達により販売される。また、自ら紡いだか、自己の計算で紡がせた綿糸を、少量ずつ販売する紡女工も存在する。』また一七八七年の Goy の覚書④は記している。『Rouen には大規模な公認市場があり、そこへは金曜日ごとにこの徴税管区のさまざまの場所から、またバス・ノルマンディからも紡がれた綿糸と麻糸がもたらされる。いく人かの商人はこの糸を紡女工から買取り、それを Rouen の公認市場とこの管区の主要な週市場において再び売る。Rouen の市場ではまた、シャム織その他

の織物の製造のために整経すみの麻の経糸も販売される。』ここに明示されているごとく、農村地域で使用される織糸もその少なからざる部分が一且 Rouen の法定市場に集中され、しかる後あるいは直接に、あるいは農村市場を通じて織元の手にもたらされたのである。

次に、製品たる綿織物の市場構造はどうであろうか。絶対王政下においてすべての織物生産者が、その商品の特権都市の指定検査所に提出し、その役員の検印をうけることを強制された事情は改めてのべるまでもない。Rouen 徴税管区に対しては、一七三一年三月十三日の国王参事会の裁決フレによって、織物の製造・流通規制が体系的に整備された。それによると、Rouen には Bureau général と呼ばれる検査所が設けられ、徴税管区で製造されるあらゆる麻織物・毛織物・綿織物は Rouen の織物市場へ運びこまれ、右の検査所において検査・検印を受けなければならない。漂白業者は検印を受けていない織物を受取ることを禁止される。また織物は公衆に販売される時、織布工、織元か商人、漂白業者、Rouen 検査所の四つの商標ないし検印をそなえていなければならないとされた。ところで、Rouen

へ検査・検印のため織物を運搬することは、農村地域の商人、織元、労働者に多大の出費をよぎなくさせたため、翌一七三二年十一月二日の裁決は、コー地方の商人と織物業者のために Bolbec に特別検査所を設置した。更に一七三四年から三十七年にかけて、Harfeur, Montvillers, Lillebonne, Candebeec など十九町村にわたり漂白業者に委ねられる織物の移動検査が定められた。^⑦しかし、これらの法規が嚴重に施行されたのは僅かの期間であった。Bolbec の検査所は織物がもはや提出されないため一七六一年に廃止された。一七七七年に検察官 Godinot は、Rouen 或いは農村で作られた多数の織物やハンカチが検査所に提出されずに販売されたことを確認している。^⑧こうした流通規制の弛緩に対処すべく、絶対王政当局は各地に検査所を増設して行く。一七七五年 Bolbec に復活されたのを始めとして、Saint-Georges-du-Vieyre (一七七六)・Pont-Audemer (一七七七)・Le Havre, Ourville (一七八一)・Louviers, Dieppe (一七八二)・Evreux (一七八四)・Cany (一七八五)の市町村に相次いで検査所が設置されている。^⑨しかし、重要なことは、これらの検査所がいずれも Rouen のそれに

比すれば全く従属的な意義しか獲得しなかったという事実である。一七七七―一七八九年の十三年間に Rouen を除く前記九つの検査所で検印をうけた織物反数が約五六万反であったのに対し、同じ期間に Rouen で検印をうけた織物は四二万反と約七・五倍に達している^⑩(数字は若干の麻織物を含む)。即ち、農村で製造される織物の小さからざる部分が検査所に搬入されることなく流通過程に投じられていたと仮定しても、特権都市 Rouen がなお絶対王政の流通規制の拠点として、大革命に至るまで枢要な地位をしめつけたことは、だれもこれを否定できないであろう。

次に、Rouen の公設市場および農村市場において、綿織物がどのように売買されたかを検討しつつ、Rouen 市場が当時のノルマンディ綿業の流通機構の中にしめる枢軸的地位をより明確にして行きたい。前掲 Roland の覚書は述べている。『Rouen の市内、場末町、および郊外で製造される織物は、木曜の午後と金曜一日とをのぞいて毎日、午前と午後、当市の主検査所へ搬入され、そこで工業検査官および、毎年、二年任期で Rouen の綿麻織物・絹織物業者のギルドが任命する役員によって検査される。……農

村の織元フブリカンによって製造される諸種の織物 toiles, toilleries, toiles fortes, etc. の検査は、木曜の午後と金曜の午前にも工業検査官および二名の商業検査官 inspecteurs marchands によって行われる。以上の点については問題はないが、重要なのは同じ覚書の次の叙述である。『これらの織物を織元から商人へと移す仕方にもられる唯一の相違は次の点である。即ち、都市、場末町、及び郊外で生産された織物はすべて、商人が織元のもとへ赴くか、或は織元が織物を商人の所へ持参するかして販売される。若干の人々は直接、外部の商人に向けて発送する。また農村の織物は……毎金曜の市の日にだけ公認市場へもたらされ、都市の商人に、また外部の商人がやってくる時には彼らに、更に織物を必要とするすべての個人に販売される。そして売れ残った織物はこの市場に保管され、幸いにしてそれが売払われる時迄、毎週売りにだされる』（一七六二年）^⑩。ここに明らかのごとく、農村の織元は公開市場に彼らの生産物を持参して買手たる商人を待ったのであり、特定の商人の注文にもとづいて生産するのではない。

次に農村市場の状態は如何。ゴワの覚書によれば Yvetot

には領主ダルボン伯所有の織物市場があり、この市場では農村の小織元 Petits fabricants が持参する若干のシヤム織その他が販売される。『それらは商人または織元によって買いとられ、彼らはいずれもそれを Rouen の公認市場へ持参し、そこで検査所において織物に検印を受ける。一般に Yvetot と付近の織元達は金曜ごとに、多数の買手が見出される Rouen の公認市場へ彼らの商品をもたらすのである』（一七八二年）^⑪。また『Bolbec では月曜ごとに盛んな週市場が開かれ、そこへ様々の品質の、大部分は麻屑から作られた粗質織物が大量にもたらされる。これらの麻織物は農村の織元の所有に属しており、彼らはそれをこの週市場で他の織元と商人に販売し、後者は Rouen の公認市場へそれを売りにやってくる。これら農村の小織元は、大部分が彼らの運転する一台の織機しかもたず、もしも彼らが毎金曜に開かれる市で彼らの商品を売るため Rouen へ来ることを余儀なくされるなら、何らの利益ものぞみえないであろう。この徴税管区の農村に十五里四方以上にわたって拡散したあらゆる種類の綿織物の小織元すべてについても事情は同様である』（一七八二年）^⑫。以上の引用から、資力

の乏しい小織元を除いて、農村の織元もまた、地方市場でその生産物を販売するよりも、多数の卸売商や仲買商が参集する Rouen の公認市場でそれを販売する方を有利とした、と推断することができよう。^⑭

終りに、綿織物の販路について同じくゴワの覚書により一瞥を与えよう。『Rouen 及び徴税管区の殆どすべての織元は、彼らの織物を Rouen 商人もしくはこの都市へやってくる他の商人に売りわたす。これらの商人はついでそれを仲買により、または自己の計算で発送する。彼らは大抵の場合、織物の両端にある織元の名前を切りとってそれが分からぬように、また人が直接、織元にかけ合うことができぬようにする。Rouen の綿織物の消費は、王国全体といくつかの外国に拡がっている』(一七八〇年)^⑮。パリには最上質の綿麻交織物、青色またはトルコ赤に染められた綿ハンカチ、青白格子縞あるいは焰形模様の上質の綿織物等が大量に送られる。『インド赤に染められた他の綿織物がブルゴニーニユ、シャンパーニユ、オルレアネ、トゥレーヌに送られる。同じ織物はポルドーとその地域、バイヨンヌ、ラングドックおよび南フランスの他の部分にも多く送られる。

……多量の青地の綿ハンカチがポルドー、トゥルーズ、モンペリエ、ニーム、ポー、オーヴェルニユとリムーザンへ発送される。ブルゴニーニユは多量の麻ハンカチを消費する。^⑯このように東部ノルマンディで製造される綿織物は、地域内消費の需要をはるかに超えて、フランスの他の諸州、とくに中・南部の多くの地域へと送り出されていたのである。ところで、これら国内諸地域における Rouen 綿織物の売行きは該地域における農産物価格の変動によって左右されることが注意されねばならぬ。同じ覚書が適確に指摘するごとく、『フランスにおいてブドー酒が豊作の時には、それは Rouen 綿織物のブドー栽培地域への輸出に大いに影響する。麦の豊作もまた、Rouen の全王国への輸出に大いに影響する。』^⑰というのも、そこで製造される織物の最大部分は、殆んど大衆用のものでしかないからだ。^⑱

国内諸地域における Rouen 綿織物の市場が一七八〇年頃まで順調な発展をとげていったのと対照的に、ヨーロッパ諸国向けの綿織物輸出は、一七六三―一七六六年をピークとして以後かなり急激に減少して行った。^⑲例えば、かつて重要

な販路を提供していたスペインは、一七七一年の綿製品輸入禁止令によって Rouen からこの国への綿織物輸出をわずかの額に減少せしめたし、また多量の綿ハンカチとシャム織を輸入していたオランダとドイツにおいても、国内に同種の製造業が勃興したため Rouen との取引額は大幅に低下したのである。この他、西インドの仏領植民地に向けて、多量の上質麻織物、シャム織、および種々の品質のギンガムの大部分が輸出されていたことをいそえておかなばならない。

以上に分析したように、十八世紀後半期におけるノルマンディ綿織物工業は、ギルド規制から自由な農村を主要な立地としつつも、既存の商品流通機構に代わる新たな流通機構を創出するには至らなかつた。いなむしろ、それは、特権都市 Rouen を起点とする旧来の流通機構、およびそれを足場とする既存の商人層の遠隔地商業活動と結合することによって始めて、あのように目覚しい発展を遂げることができた、というべきであらう。

- ① 遠藤・前掲論文、四七〇—四七一頁。
 ② 一七六七—一七六六年に年平均二、七一九、〇〇〇重量ポンドが Rouen

管区の諸港から輸入されたが、内二、二〇七、〇〇〇ポンドが西インド諸島からであった。P. Dardel, *Navires et marchandises dans les ports de Rouen et du Havre au XVIII^e siècle*, 1963, p. 214 n. 1.

③ Arch. nat. F¹⁵ 1424, n° 1. Mémoire de l'inspecteur Roland de la Platière (8 sept. 1762).

④ Arch. nat. F¹⁵ 1365. *Mém. de Goy*, 1780年三月二十四日付 Mémoire de Goy (F¹⁵ 658 A) に全く同様な記述がある。

⑤ 上の裁決の原文は Arch. nat. F¹⁵ 1424, n° 8 に収められている。cf. Dardel, *Histoire de Bolbec*, p. 86.

⑥ Arch. nat. F¹⁵ 749 B に収録。cf. *Ibid.*, p. 87.

⑦ Dardel, *Histoire de Bolbec*, p. 88.

⑧ Arch. nat. F¹⁵ 658 A. Mémoire de l'inspecteur Godinot (6 déc. 1777). 彼はこうした悪弊が、数年来製造人の精神に拡まった自由の結果であるとみなしつゝ、これを述べている。『……この自由が余りに拡大したため、Rouen の都市、場末町および郊外の織元の一部はより公然と無秩序に身を委ねるようになった。というのも、彼ら織元は、この都市の商人が、また Rouen へ商品を買入れにやってくるか、もしくは Rouen の商人に購入を委託する王国の他の諸州の商人達が、検査所に提出することなしに、従って検印をうけることなしに織元の商品を買取る気になつてゐることを知つたからだ。』ここに明示されているように、絶対主義的流通機構を通すことなく織布業者の生産物を売りさばいた人々も、同じく都市 Rouen の商人層であった。

⑨ Dardel, *Histoire de Bolbec*, pp. 89-90.

⑩ *Ibid.*, pp. 111-112.

⑪ Arch. nat., F¹⁵ 1424 n° 1. *Mém. de Roland*. 時代は少し下るが、一八一〇年十二月三十日付ノルマン商業会議所の覚書 (Arch. nat.

Fr. 1820 A) にも同様な記述がみえる。『織物の販売は二通りの仕方で行われた。一つは Rouen に住み、その倉庫を開いたままにして、おく織元によるものである。他の一つは、農村の織元によるものであつて、彼らは毎週 Rouen へ赴き、公設市場へ陳列するために彼らの織物を Rouen へ持参するのである。』この史料によれば、セーヌ・アン・フェリエール県(東部ノルマンディ綿業地帯の大半を含む)に存在する四千人の織物業者の内、自身で輸出商業に従事する者は百人に達せず、他の圧倒的多数は織物の製造と Rouen の公設市場での販売にしか従事しないといつう。

⑫ Arch. nat. Fr. 650. Mém. de Goy. それ故、『ロー地方、ことに Fécamp、とその周辺で製造される織物は、Rouen の公認市場で販売され、(商人によつて)或いは Rouen の仕上漂白業者に、或は Louviers の漂白業者に漂白のため委ねられる』(Même Mém. de Goy)。ロー地方の漂白業者の大部分は商人や織元のためには殆ど漂白しなかつた。

⑬ Cf. P. Sement, *Les anciennes halles aux toiles et aux cotons de Rouen, 1831*, pp. 151-154. スヤンの指摘によれば、Bolbec, Montvilliers, Candebeq, Anmale, Doudeville 等の農村織物業中心地にも、かつては地方市場 halles locales が存在し、そこでは穀物・家畜の売買が行われると同時に、Rouen の卸売商が農村の小商人とともに生産者から織物を買付けていた。しかるに、農村の独立織布工ないし小織元がしだいに分解をとげ、彼らの大多数が富裕な織元の下請職人に転落するにつれて彼らが依拠していた地域市場もまた重要性を失ひ、次々と閉鎖されるに至つたのである。

⑭ Arch. nat. Fr. 560. Mémoire sur la consommation des étoffes de la toilerie de Rouen, par Goy (4 mai 1780).

⑮ ダルデルの研究によれば、Rouen 管区の諸港からの輸出货量は、麻

織物は一七六三年に、ハンカチは一七六四年に、シャム織は一七六六年に夫々最高を記録した。Dardel, *Navires et marchandises*, pp. 201-203.

⑯ Arch. nat. Fr. 560. Mém. de Goy.

⑰ Rouen が遠隔地商業の一大拠点として地理的条件に恵まれていたことも見逃しえない。『この都市は、商業に關してきわめて有利な位置をしめてゐる。というのは、セーヌ川がこの都市をして一方ではルーアールと、他方ではパリおよびフランスの最もゆたかな諸州とをきわめて容易に連絡できるようにしているからだ。卸売商はわずかの費用で、彼らに對してなされるすべての注文を満足させることができる』(Almanach général des marchands, négocians, armateurs et fabricants de la Fr. et de l'Europe, 1786, p. 569)

五

第二・三節で考察したように、マニユファクチャ期の綿工業にあつては、準備工程の一部および仕上工程でのみ集中作業場が一般的に形成され、基幹工程たる紡績・織布の二部門では、賃労働者の協業に立脚する資本制的作業場はかの特権マニユファクチャ(例えば John Holker の Rouen における綿ピロッド製造工場)などに例外的に存在するのみであつた。①ところで右の仕上工程における集中作業場は、これ迄我々が視野の外においてきた綿布捺染業 impression

des toiles において最も大規模に、かつ最も完成された姿態において出現したのである。捺染マニユファクチャこそは工場制工業の直接の先行形態と呼ぶにふさわしいものであるので、以下主にダルデルの研究に拠りつつ、その存在形態と歴史的性格について考察を試みたい。

さて、捺染綿布 toiles imprimées の製造・販売および輸入は、インド会社によるインド更紗のフランスへの輸入が増加した十七世紀末以来禁止されていたが、一七五九年九月五日の裁決によってあらゆる織物に捺染を行う自由が宣言された^②。ノルマンディにおける綿布捺染工業の興隆はその直後に始まる^③。表4をみると、Rouenとその近傍では一七六三年に最初の綿布捺染マニユファクチャが出現し、特に一七六七—一七四年の間に企業数はめざましい増加をみせている。この時期にはフランス又は外国の多数の職人達 artisans が、充分な技

表4 Rouen 徴税管区の捺染企業数

| Rouen 地区 | | Bolbec 地区 | |
|----------|-----|-----------|-----|
| 年次 | 企業数 | 年次 | 企業数 |
| 1763 | 2 | 1764 | 2 |
| 1764 | 5 | 1765 | 5 |
| 1766 | 9 | 1768 | 7 |
| 1767 | 11 | 1779 | 8 |
| 1768 | 13 | 1781 | 11 |
| 1772 | 20 | 1785 | 15 |
| 1774 | 30 | 1788 | 18 |
| 1782 | 30 | 1789 | 18 |
| 1785 | 38 | 1790 | 18 |
| 1803 | 24 | 1796 | 28 |
| 1806 | 22 | 1806 | 26 |

術的知識も資金もなしにこの新しい工業分野に身を投じたのであり、また捺染マニユ経営者相互間および彼らと毛織物業者、綿織物業者、染色業者等既存の工業経営者との間に、とくに労働者の引き抜きをめぐって紛争が続発したのもこの時期であった^⑤。しかし、この急速な成長は過剰生産を惹起し、一七七四年には六件の倒産が記録された^⑥。そして七〇年代はやや停滞をつづけた後、八〇年代に入って再び繁榮を回復する。捺染工業のもう一つの中心地 Bolbec とその近傍においても、一七六四—一七八年と一七七九—一七八年とにマニユファクチャ数の顕著な増加が認められる。

こうして一七八五年に Rouen 徴税管区で製造された捺染綿布は総計一五三、二〇〇反^⑦の多きを数え、東部ノルマンディはフランス随一の捺染工業の凝集地帯となった。

さてそれならば、かように華々しい成功を収めた捺染工業は一体いかなる形態で営まれていたのであろうか。Ch・パローはこの綿布捺染業をもって「フランス織維工業の中で最初に大工業の諸特徴を明確におびた部門」と規定した^⑧。つまり、この部門では製造の技術的条件が初発から、多額の固定資本投下、労働者の作業場内への集合と彼らの間の

分業を必然たらしめる。即ち捺染マニユの設立のためには、漂白のための広い土地、作業場と倉庫のための大きな建物の他に、大きな乾燥室、布を固定する捺染台、模様を浮彫した平版を必要とする^⑨。また捺染工程に従事する労働者は、製図工、製版工、染色工、艶出し工、彩色工、捺染工、漂白工、仕上工等きわめて様々である。このパローの見解に対してダルデルは、捺染部門においても、一七八九年頃までは大工業と並んで多数の家内工業ないし小工業が存在したと主張する^⑩。確かに捺染マニユファクチャの経営規模が決して齊一的でなかったことは、会社形式をとった二三の捺染企業の資本金額の分布をしめした表5からも明瞭に看取しうる。また、一七八五年における検査官ゴワの報告によれば、Rouen 徴税管区の三八の捺染企業の年生産高は表6のようであつて、一、二、〇〇〇反以上の大規模経営から二、〇〇〇反未満の小規模経営まで実に様々である。ダルデルは捺染マニユファクチャを、その規模と構造の点から

表5 捺染会社の資本金別(1760—89年)

| 資本金(リーヴル) | 会社数 |
|-------------|-----|
| 30, —40,000 | 1 |
| 20, —30,000 | 3 |
| 10, —20,000 | 3 |
| 5, —10,000 | 3 |
| 5000未満 | 13 |
| 計 | 23 |

次の三類型に分類している^⑪。第一は小経営のタイプであり、Bolbec 近在 Gruchet 村に設立された J.-B. Lemaitre のマニユファクチャがこれにあたる。その資産目録によれば、一七七四年に彼の工場設備は八五・五アールの囲込地にたてられた三つの建物から成り、そこでは企業家家族の私室と捺染部屋、染色部屋、倉庫等とが雑然と混在している。しかしこのマニユファクチャの生産要具は、捺染台三脚、製版台二脚、平版二九四、染色用の銅製大鍋四、鉄製大鍋二、艶出し機一を含み、かりにそれらがフルに運転されるものと仮定すれば、このマニユの協業規模は明らかに賃労働を根幹とする資本制的なそれであつたと考えなければなるまい。第二の中規模経営のタイプとしては、Rouen 近郊 Eauplet の Le Teller のマニユファクチャ(一七八七年)があげられる。このマニユにおいては捺染作業場が家族の私室とは別の階に、

表6 捺染企業生産規模別(1785年)

| 年産反数 | Rouen 地区 | Bolbec 地区 |
|-------------|----------|-----------|
| 12,000 以上 | 2 | 0 |
| 10, —12,000 | 1 | 0 |
| 8, —10,000 | 2 | 1 |
| 6, —8,000 | 0 | 3 |
| 4, —6,000 | 5 | 4 |
| 2, —4,000 | 6 | 6 |
| 1, —2,000 | 8 | 0 |
| 計 | 24 | 14 |

また染色部屋は別の建物の中にそれぞれ配置されているばかりでなく、捺染台五脚、平版一〇六四枚、銅製大鍋五個というように生産規模の点でも明らかに第一類型を凌いでいる。最後に第三の大経営のタイプを代表するものは、Darnetal の Pierre Roger の捺染マニユ(一七八〇年)である。このマニユは捺染用の三階建、正面の長さ三二メートルの大きな建物と、染色その他工業用の種々の用途に充てられる九つの建物から成り、更に捺染綿布の乾燥用の二・五ヘクタールの草地があった。このマニユの年生産量は一七八五年に一万反に達し、この地方で最大のものの一つである。以上のようなダルデルの分類はそれ自体甚だ興味深いものであるが、しかし、当面の問題である綿業生産形態の推転という視角からみて本質的なことは、この捺染部門において、またそこにおいてのみ、労働の生産力増大の要因としての作業場内分業と協業(本来のマニユファクチュ的生産形態)が本格的かつ全面的に実現されていたという事実である。

次に、右のような形態をとった捺染工業の発展がどのような客観的諸条件の下で行われたかを簡単に検討したい。

まず、捺染マニユの設立に要する資金がいかにして調達されたかをみる。表7は、ダルデルの分析にしたがって一七八九年以前に捺染企業設立に出資した人々のうち職業が明らかかな者五八名の構成を示したものである。見られる通り、Rouen の卸売商人を先頭に種々の商人層が三〇名と過半数をしめ、ついで捺染工、製版工、製図工、職場長などの賃労働者が一四名でつづいている。これらの熟練労働者は二、三人ずつが少額の資金を共同で出資して小規模な捺染マニユを設立したのであったが、しかしそれは、より高度の製造技術を有する大規模捺染マニユに対抗しえず、その大多数は短命に終わった。それ故、この時期の綿布捺染業の発展に主導的役割を演じたのは都市および農村の商人層であった。既に指摘したように、都市 Rouen の卸売商人は

綿織物の生産過程

そのものには関与

すること

が比較的

表7 捺染企業設立者の職業別構成(1763—89年)

| 職業別 | 設立者数 |
|--------------|------|
| Paris 商人 | 1 |
| Rouen 商人 | 14 |
| Bolbec 商人(1) | 8 |
| その他農村商人(2) | 7 |
| 問屋制織布業者 | 5 |
| 捺染業者 | 4 |
| 染色業者 | 4 |
| 捺染マニユ職長 | 4 |
| 彩色・製版・捺染工 | 10 |
| 領主領譜負人 | 1 |
| 計 | 58 |

〔備考〕(1)内、2人は農業を兼営。(2)内2人は皮革工業兼営。

少なかったのであるが、今や彼らの一部は本来の商人的機能を含みつつ同時に自ら捺染・仕上工程におけるマニユーフ・アクチャ主として立ち現われる。我々はここに、商業資本と産業資本との二つの機能が個別資本内部に経過的に結び合わされているのを見るであろう。

次に、労働力調達の問題は勃興期の捺染工業にとって最大の障害をなした。というのも、この部門は高度の技術的熟練を必要とするにもかかわらず、多年にわたる全面的製造禁止措置のために国内における熟練労働者とくに捺染工と製版工の獲得はきわめて困難であり、外国人労働者に頼る以外に方法はなかったからである。^⑧ この間の事情を当時の一史料はこう説明している。『この工業の発展と進歩を長い間さまたげたものは、定性的な、或いは本国人の労働者の欠如であった。それ迄すべての企業家は、大部分ドイツ人、オランダ人、スイス人、ないしジュネーヴ人からなる外国人労働者のみを使用せねばならなかったが、それは彼らだけがこの製造業の種々の作業に必要な技能をそなえていたからだ。非常な高賃金を支払われるこれらの労働者は、彼らの技能と知識を知らせないことを利益とした。彼

らは互に提携して徒弟を作らないようにした。彼らは好季節にしか働こうとせず、悪い季節の間彼らが夏の遠征と呼ぶものでかせいだ金を消費しに出かけて行き、かくしてわがフランスの犠牲において彼らの祖国を富ませるのだ。』だが、こうした困難にもかかわらず、捺染業者はその作業場内に児童を補助労働者として導入し、或いは一種の徒弟学校を設けるなどして技術を習得せしめ、フランス人熟練工を養成して行った。そして『かなり多数の定任労働者が養成された時始めて、より大規模な工場が急速に設立されるのがみられたのである。』

最後に、綿織物捺染業の原料がいかにして供給され、またその生産物がどのような仕方で販売されたかをみておこう。周知のように、更紗捺染業が公認された一七六〇年頃には、純綿織物の生産は未だフランスに僅かしか展開していない。従って、『人が Rouen で捺染する織物はその最大部分が、この都市と農村で製造され、織機を離れるや否や検査所に提出される経糸が麻、緯糸が綿のシャム織である』(一七八五年)^⑨。Bolbec 地区では生産の大部分はなお固有の捺染綿布ではなく「先防染による染色織物」toiles teintes

a la reserve であつたが、それに使用されるのは、やはりこの地方で製造される白地のシャム織であつた。ところで、約二〇年後の一八〇三年の状態をみると、表8の如くであつて、Bolbec 地区では捺染用織物としてシャム織が依然として全体の半ばをしめるのに対して、Rouen 地区ではインドからの輸入綿布について国内産の純綿布が多く用いられており、シャム織の比重は著しく低下している。我々は、一七八〇年代後半より本格化する、紡績工程の機械化↓綿糸の品質改良と生産増大↓純綿布の生産増大という一連の過程に対して、捺染工業の発達^②が一定の刺激を与えたと想定しようのではあるまいか。

次に捺染綿布の流通機構であるが、一七六〇—一八五年の間、この部門においては生産・流通の完全な自由が支配しており、製造法規も検査・検

表8 捺染用綿布種別（1803年）

| 綿布種別 | Rouen地区 | Bolbec地区 | 合計 |
|----------|---------|----------|---------|
| | Pièces | Pièces | Pièces |
| シャム織 | 41,958 | 56,517 | 98,475 |
| 純綿布 | 42,125 | 10,350 | 52,475 |
| キヤラコ | 7,000 | 3,600 | 10,600 |
| ギネ(青色綿布) | 4,000 | 22,441 | 26,441 |
| インド綿布 | 65,217 | 15,425 | 80,642 |
| その他の | — | 3,667 | 3,667 |
| 合計 | 160,300 | 112,000 | 272,300 |

印の義務もなかつた。しかるに、この部門が著しい発達をげたため、政府は捺染工業に対しても流通規制を施行するに至つた^④。一七八五年十一月十日の裁決はすべての捺染業者に対して、居住地の工業裁判所書記課の帳簿に登録されること、各織物の両端に製造人の姓名と住所、染料の種類を頭文字で押印すること、販売する前に製品を検査所に提出することを義務づけた。ついで一七八六年一月十九日の裁決は、先の裁決の実施を同年四月一日以降に定めるとともに、Rouen と Bolbec とに検査所を設置したのである。かように流通規制が施行されたおかげで、我々は一七八六—一八九年について捺染綿布のおおよその生産量を知りうる。即ち、Rouen と Bolbec の検査所を通過した捺染綿布の数量は四年間合計で、それぞれ四六九、三〇六反、一八、一三〇反となり、Rouen で検査・検印を受けたものが全体の九六%をしめる^⑤。これによって、Bolbec とその近傍の捺染業者も地方市場で製品を販売することなく、それを特権都市 Rouen へもたらし、その大規模な織物市場において商人に売りわたしたことを知りうる^⑥。この点に関連して、綿布捺染業にあつては Rouen の大商人層による注文

生産が相当広汎に行われていたことに留意しておく必要がある。『若干の捺染業者は彼らの計算で働いており、反物の端にその名前を付すが、他の捺染業者は商人から捺染するために織物を受けとり、その織物に対し商人は、あたかも彼らがそれを製造したかのごとくに自己の名を刻印せしめるのである』（一七八五年）。また、Bolbec においても、『捺染業者は或は彼ら自身の計算で或は様々の商人 (marchands et négociants) のために働いている』（一七八二年）。こうして一旦 Rouen へ集中された東部ノルマンディの捺染綿布は、そこに参集する多数の商人の手によって、フランス各地へもたらされ、或いは国外に輸出されたのである。捺染部門におけるマニユファクチャのめざましい成長は、Rouen を拠点とする広大な遠隔地商業網の存在を前提としてのみ可能であったといわねばならぬ。

① ホルカーの特権マニユについては、次のすぐれた研究を参照。A. Rémond, *John Holker, manufacturier et grand fonctionnaire en France au XVIII^e siècle, 1719-1786, 1946.* その他、一七六〇年頃から、Rouen, Bolbec, Evreux 等に織コローヌ製造の特権マニユが設立され、織布工程が仕上工程とて企業家の直営作業場で行われた。Ibid., pp. 55, 61, 75; Dardel, *Histoire de Bolbec,*

pp. 105-107. 本稿ではこのあとに一節を設け、特権マニユについて論じる予定であったが、紙幅の都合上割愛せざるを得なくなった。これについては、別稿「ノルマンディ綿業における工場制度の成立と発展」(仮題)において取り扱つてもよいであろう。

② P. Dardel, *Les manufactures de toiles peintes et des serges imprimées à Rouen et à Bolbec aux XVII^e et XVIII^e siècles, 1940, pp. 19, 26-27.* なお、絶対王政の捺染業対策の法制度について詳しくは E. Depitre, *La toile peinte en France au XVII^e et au XVIII^e siècles, 1912.* を参照。

③ 勿論、この解禁勅令以前にも、非合法に若干の捺染作業場が営まれていたことは確実だが、その規模は全く不明である。他方、一七二九、五四年に Bolbec と Rouen 近郊に一つずつ毛織物捺染のための特権マニユが設立され、ついで一七五七年四月二四日の裁決により毛織物捺染の禁止がとかれた。この部門で資金と技術的知識を獲得した数人の企業家が、一七六〇年以後更紗捺染に進出する。cf. Dardel, *Les manufactures,* pp. 21-22, 30-36, 39.

④ Ibid., pp. 62-63, 82 に基づき作成。

⑤ Ibid., pp. 62-63.

⑥ Ibid., pp. 63-64.

⑦ Arch. nat. *F¹⁷ 1404 A, Etat des Généralités dans lesquelles sont établies des fabriques de toiles peintes ou imprimées 1786.* 以下のこの史料によれば、ルアン、リモン、バリの三徴税管区に捺染工業の発達が著しく、これにアルザスを加えたものを四大中心地と云う。

⑧ Ch. Baillet, *L'introduction du machinisme dans l'industrie française, 1923, pp. 281-282.*

⑨ Bolbec 周辺の農村織元の所有する生産用具の価格が二二五—二二

○リールであつたのに対して、最も小規模な捺染業者の生産用具(捺染台、大鍋、平版六〇、大桶二、蒸出し機、インキミ、搾り機)でも七〇リール以上に達した。 Dardel, Les manufactures, p. 70 n. 116.

⑩ Ibid., p. 67 n. 110.

⑪ Ibid., pp. 65-66 に基き作成。

⑫ 前註⑩の一覽表による。 Rouen 管区に関する部分は一七八五年十一月十三日付の檢察官モワの報告に基いてなる。

⑬ この項については cf. Dardel, Les manufactures, pp. 68-70.

⑭ Ibid., pp. 39-55, 76-82, に基き作成。同一企業に二名以上の出資者がある場合は夫々別個に数え、また毛織物捺染業より転じた数名の者については更にそれ以前の職業に従つて分類した。

⑮ この中には、ジェネーヴ、アウグスブルク、カールスルーエ、或はパリ、リヨンなどいち早く捺染工業が発達をみた都市の資本家ないし職人が若干含まれている。因みに、一七六〇年以後、Bolbec のすべての捺染業者と Rouen のその大部分がプロテスタントであつたことは興味をひく。 cf. Dardel, Les manufactures, p. 21.

⑯ Ibid., pp. 66-67.

⑰ この点については、前出、六六頁註④の拙稿一〇頁を参照された。しかし、これら商人による捺染モニエ經營をめぐり、遠藤氏の『ノルマンディ問屋制商業資本の典型的な集約凝集点』(同氏、前掲論文、四七三頁)とみるのは正しくない。何故なら、捺染業者が織布業を兼営する場合はノルマンディでは全く例外的であつて、彼らが織布工程の間屋制前貸を自己の存立基盤としていたとは考え難いからである。ハローが強調するような紡・織・捺染三工程の巨大資本による一貫經營はアルサスに特有なものである。 cf. Ballot, op. cit., pp. 282-284; Dardel, Les manufactures, pp. 67-69.

⑱ Dardel, Les manufactures, pp. 73-75, 83.

⑲ Gervais et Anvers, Recherches sur l'origine et les progrès de la fabrication des toiles imprimées, 1806, pp. 8-10.

⑳ Arch. nat. F¹² 1404 A, Observations de l'inspecteur Goy.

㉑ Dardel, Les manufactures, p. 83.

㉒ Arch. dép. Seine-Mar., M. Industrie, n° 167, Etat des Manufactures de toiles peintes du dép. de la Seine-Inf. (Janv. 1806) に基き作成。

㉓ アルサスにおける捺染工業の急速な興隆も、ノルマンディ産綿織物に於ける需要を増大させた。一七八六年の史料によると、アルサスではインペトスィンから輸入される綿布と並んで、『王國內部』ノルマンディとボージュの織物が一四、二〇、三〇、四五、六三反の粗リールに到着してゐる。 (L'art d'imprimer sur toile en Alsace, Arch. nat. F¹² 1404 B.)

㉔ Dardel, Les manufactures, p. 71.

㉕ Ibid., p. 72.

㉖ 『大部分の企業家が仕上を行うため、その織物を Rouen へ送る。Bolbec の検査所では少量の捺染更紗しか検印をうけない。彼らは Rouen に自らの倉庫すらあつて、従つてその商品に Rouen の検印をうけてゐる。』 (Lettre de l'inspecteur Goy, 24 juil. 1786, Arch. nat. F¹² 844 B.)

㉗ Arch. nat. F¹² 1404 A, Observation de Goy.

㉘ Arch. nat. F¹² 650, Mém. de Goy.

以上我々は、工場制度成立以前におけるノルマンディ綿業の構造をその主要な側面にわたって検討しつつ、実証的観点から従来の通説に対して若干の疑問を提出してきた。

我々の批判点をいま一度要約してみれば次の通りである。

(一)本稿の分析によれば、特権都市 Rouen の商人層は次の諸点において綿織物工業の発展に寄与したと考えられる。即ち、彼らは、たんに都市ギルド工業のみならず農村工業に対しても、その原料供給と製品販売を一手に集中するに至ったが、大部分の織元が自らなお遠隔地市場への販売活動を営みえなかった当時において、そうした媒介的機能を営む商人層の存在は、織元の経営の発展にとって欠くべからざるものであった。しかも、商人層の活動はそうした純商業機能にとどまらず、時には紡績あるいは漂白・捺染工程を問屋制的に支配するとともに、さらに進んでは、自ら捺染部門における典型的マニユファクチャ主に推転する者すら現われるに至った。そして一七八〇年代半ばより、都市商人層の一部は他の地域にさきがけて機械制紡績工場を

相次いで設立し、ついで十九世紀初頭よりシンリンダー捺染機を導入しつつ、綿業部門における産業革命を展開せしめて行くのである^①。これらの事実からみれば、都市商人層を一義的に前期的商人と規定し、本来の資本主義発展の対立物となす通説は改めらるべきであらう。

(二)だが、我々は、産業革命の推進主体を都市の商業資本にのみ求めるH・セーの旧説を復活させようとするものは決してない。(一)にのべた商人層による大工場建設にぎびすを接しながら、紡績工程の機械技術は都市および農村の中・小規模工場の中に拡散してゆき、おそくとも一八一五年までに手紡績をほぼ完全に駆逐するに至った^②。このような綿紡績業の急速かつ徹底的な変革は、都市および農村の織元のもとにおける広汎な資本蓄積を前提せずしては考えることができない。ところで従来の通説は、資本制生産の担い手としての農村の織元の役割をもっぱら強調しつつ、他方都市ギルド工業については、農村工業の興隆とともに衰退すべきものとみなしている。即ち、親方織布工層の分解なる事実は一応認めつつも、上層織布工は、前期的商人に上昇・転化する一部をのぞいては、速やかに自由な農村

地域に移住しつつ農村織元の隊伍を強化していくと主張する。だが、本稿の分析によれば、都市 Rouen の親方織元は近隣農村の家内織布工を支配しつつ、東部ノルマンディの綿織物の約三分の一を生産しつついたのであり、彼らの内部からは富裕な問屋織元^① マニユファクチャ経営主が数多く分出されていた。我々はこの都市の親方織元の中

から初期の大紡績工場主のいく人かが出たことを知っている。都市ギルド親方層が産業資本形成史にしめる意義と役割は評価し直されなければならない。

①② このプロセスについては、別稿で詳細に論じるが、さし当り Ballot, op. cit., pp. 130 sq., 281-286; 前掲拙稿を参照。

（名古屋大学講師）

arranging as a single hero the accomplishments of three Qans succeeding, Batu Möngke, Bayan Möngke and Bodialar. The Mongolian literatures, especially *Mêng-ku Yüan-liu* 蒙古源流, outlined legends, not the historical facts. Dr. *Wada's* opinion has a fundamental mistake in his arrangement of history based on legends.

The Structure of Cotton Industry in Normandy Before the Industrial Revolution

by

Haruhiko Hattori

This article is to establish the structure of the French fibre industry before the industrial revolution, as a preparative work for analyzing the development of the industrial revolution in the very industry; which means that the economic structure in the 'manufacturing period' should be examined from the viewpoint of the industrial revolution, not from the former viewpoint of the bourgeois revolution. Limiting our consideration to the cotton industry in eastern Normandy till 1880's we examine, using the possible original sources, what form this industry took in both the privileged city of Rouen and its agrarian surroundings, and what structure of market supported its production; we will make it clear this premise must be a condition for the establishment of factory system and offer a certain comment to the accepted view especially about the character and part of the urban merchants and most weavers of guild.

An Interpretation of the Political History in the 19 th Century England

by

Kenji Muraoka

In our academic world of historical researches, the history of the 19 th century England has, above all, been considered as a typical course of capitalist development, It has come to be a fixed prejudice that